

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和8年4月6日(月)午後1時29分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
----	------

(事務局長)

それでは、令和8年第4回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は山口委員より欠席届をいただいておりますのでご報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる3月25日に実施いたしました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

4番 上田委員

7番 内田裕夫職務代理者

10番 西村和樹委員

20番 林委員

事務局2名により実施いたしました。

それでは、開催にあたりまして、田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」全部改正について

議案第2号 令和8年度久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 2件

議案第4号 非農地証明交付願について(非農地証明) 1件

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(貸借権設定) 7件

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出) 1件

(会長)

報告第2号 2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設） 1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。11番の面野委員、12番の松本委員、両名の方どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第1号久御山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」全部改正についてを議題といたします。まず事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第1号について、議案書1ページをご覧ください。こちらにつきましては、3月の全員協議会でご説明させていただきました指針の改正でございます。

本日、皆さまの机の上にお配りさせていただきました資料Aと書かれた資料をご覧ください。1ページ目は指針に関する法律の抜粋となっております。2ページ目以降には、前回の指針との違いを示したものでございます。

全員協議会で説明した時との修正点は、議案書3ページの(1)遊休農地の解消目標の表をご覧ください。管内の農地面積欄の3年後の目標の括弧内、6年後の目標、10年後の目標を487ヘクタールに変更しております。これは国から「耕地面積調査」の数字が発表されたため、最新の数字を入れさせていただきました。同様に、4ページの表も同じく487ヘクタールに変更しております。また、集積面積の3年後の目標の実績欄も集計ができましたので、集計結果の214ヘクタールを反映しております。それに伴い、集積率も変更して43.9パーセントとしております。この結果を踏まえ、表内の数字も微調整しております。その他の項目につきましては、前回の全員協議会での説明と変更はございません。会長、よろしくお願いたします。

(会長)

ただ今、議案第1号の説明が事務局からございましたが、この件につきまして、先月の委員会から若干数字のところ

(会長)

変わったわけでございますが、本日、皆さん方から改めてご意見ご質問頂戴し、採決をしていきたいというふうに思っているところでございます。まず、ご意見ご質問等はございますでしょうか。

いかがでしょうか。何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

なお、この案件につきましては農業委員さんだけでなく、農業委員、推進委員すべての委員さんに挙手をお願いをいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議案第1号のとおり指針を改正することに、可とすることに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号のとおり指針を改正することに決定をいたします。

それでは、議案第2号令和8年度久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。まず事務局より説明を願います。

(事務局長)

議案第2号久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等について、ご説明させていただきます。議案書の8ページをご覧ください。こちらにつきましても、3月の全員協議会でご説明させていただきました最適化活動の目標の設定でございます。

はじめに本日お配りさせていただきました資料Bをご覧ください。こちらは議案書8ページ下の提案理由にも記載してあります農林水産省経営局長通知になってございます。この通知に基づき議案第2号のとおり令和8年度最適化活動の目標の設定等を作成いたしました。全員協議会で説明した時との主な修正点は、議案書10ページのいちばん上の表の管内の農地面積を487ヘクタールに変更したことに伴い、集積率が44.0パーセントに変わっております。次に、議案書11

(事務局長)

ページの新規参入の促進について、②目標、上から二つ目の表でございますが、実績を最新の数字にしたことにより、目標面積を2.5ヘクタールに変更しております。その他の項目につきましては、全員協議会での説明と変更はございません。

なお、2番の最適化活動目標でございますが、全員協議会でも説明しましたとおり、令和8年度から活動日数を8日に変更しております。

以上の内容により、議案第2号のとおり令和8年度の最適化活動の目標を設定したいと考えております。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

ただ今、議案第2号の説明がございましたが、この件につきましても、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入りたいと思います。

この案件につきましても、農業委員さんだけでなく、農業委員、推進委員すべての委員さんに挙手をお願いを申し上げたいと思います。

議案第2号のとおり目標を設定することに、可とすることに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第2号のとおり目標を設定することにいたします。

それでは続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、議案第3号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願ひをいたします。

(●●委員)

座ったまま失礼します。議案第3号受付番号9と受付番号10の案件につきまして、報告させていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号9の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第3号受付番号9について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりとなっております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書13ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第3号受付番号9について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号9を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号10の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第3号受付番号10について、議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりとなっております。ご覧のとおり、譲渡人の欄には、所有者の破産管財人である弁護士さんの名前が入っております。

(事務局長)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書15ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号10について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号10を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号非農地証明交付願について、を議題といたします。

まず議案第4号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号1の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号1の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第4号受付番号1について、議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。備考欄にございますとおり、昭和46年12月の都市計画線引き以前より●●工場として利用されており、現在は宅地として利用されているとお聞きしております。

(事務局長)

本日お配りしている資料Cをご覧ください。こちらは、昭和44年5月に撮影された航空写真で、丸で囲んでいる部分が対象の土地となっております。ご覧のとおり、すでに建物が建っていることが確認できます。

また次のページには、非農地証明の取扱いについて、昭和52年に京都府農林部長から通知された文書をお付けしています。非農地証明の交付基準が書かれており、今回の案件は「(2)人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行以前になされたもの」には該当しませんが、ただし書きに、「ただし、人為的無断転用であってもその行為が10年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことをやむを得ないと認めたような場合は発行しても差し支えない」と書かれております。都市計画の線引き前より宅地として利用されておりましたので、都市計画法違反ではなく、このやむを得ない場合に該当すると事務局は考えております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第4号受付番号1の案件につきまして、ただ今、事務局から説明がございましたが、これにつきまして何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。非農地証明ですね。よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第4号受付番号1について、非農地として証明書を交付することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、非農地として証明書の交付をいたします。

続きまして、議案第5号農用地利用集積等促進計画に係る要請についてを議題とします。

(会長) まず、議案第5号受付番号51から受付番号57の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●委員) 議案第5号受付番号51から受付番号57の案件につきまして、報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題はないと思われれます。以上でございます。

(会長) それではまず、議案第5号受付番号51について、事務局から説明を願います。

(事務局長) それでは、議案第5号受付番号51について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。
会長よろしくお願いをいたします。

(会長) 議案第5号受付番号51の案件について、ただ今、説明がございましたが、何かご意見ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第5号受付番号51について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号52について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第5号受付番号52について、議案書の19ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号52について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第5号受付番号52について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号53と受付番号54は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第5号受付番号53について、議案書21ページをご覧ください。

次に、議案第5号受付番号54について、議案書22ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書23ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページと7ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号53と受付番号54、この2件の説明が事務局からございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第5号受付番号53と受付番号54、この2件について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号55について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第5号受付番号55について、議案書24ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号55について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第5号受付番号55について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号56について、まず事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第5号受付番号56について、議案書26ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書27ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号56の案件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第5号受付番号56について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

それでは、議案第5号受付番号57について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第5号受付番号57について、議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書29ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号57について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第5号受付番号57について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

まず、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条届出についてですが、受付番号2について、事務局より報告願います。

(事務局長)

それでは、報告第1号受付番号2について、議案書の30ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲受人については、議案書31ページの別紙をご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

本件については、令和8年3月18日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

報告第1号受付番号2の報告がただ今、ございましたが、この報告について、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問がないようですので、次の報告第2号、2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について、受付番号2について、事務局より報告願います。

(事務局長)

それでは、報告第2号受付番号2について、議案書32ページをご覧ください。内容については、記載のとおりです。

(事務局長)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

本件については、令和8年3月6日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

報告第2号受付番号2の報告がございましたけども、何かご意見ご質問等ありましたら、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問がないようですので、これで本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時55分 終了 —————